



島根県報

平成21年10月23日（金）

第2,131号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件）	（中 小 企 業 課）	3
平成21年度地籍調査事業の決定の一部改正	（用 地 対 策 課）	4

告 示**島根県告示第731号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成21年10月14日付
けで認可した。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第732号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す
る。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町日和3275-66、3275-67、3275-69（次の図に示す部分に限る。）、3275-70、3275-71、3275-72・
3275-73（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3275-74、3275-75（次の図に示す部分に限る。）、3275
-76から3275-79まで、3277-1から3277-5まで、3277-6から3277-10まで（以上5筆について次の図に示す部分
に限る。）、3277-11から3277-17まで、3277-18から3277-20まで（以上3筆について次の図に示す部分に限
る。）、3277-21、3277-22、3277-23から3277-25まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3277-
26、3277-27・3277-28（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3277-29、3277-30・3277-31（以上2筆
について次の図に示す部分に限る。）、3277-32から3277-34まで、3277-35・3277-36（以上2筆について次の図に
示す部分に限る。）、3277-39から3277-41まで、3277-66、3277-67（次の図に示す部分に限る。）、3277-68から
3277-70まで、3277-71から3277-73まで・3277-75（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3277-76から
3277-80まで、3277-85（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準
伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供
する。）

島根県告示第733号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市広瀬町菅原1642-2、1642-13から1642-19まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第734号

平成21年島根県告示第688号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパースポーツゼビオゆめタウン出雲店 島根県出雲市姫原四丁目5-1
- 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	荷捌き時などの騒音の軽減について、施設の整備や職員、関係者の意識徹底（アイドリング、空ぶかしの禁止など）を図ること。	周辺には、事業所（病院）などが存在するため。また、特に夜間には光害発生の懸念があるため。
2	看板等の照明について、方向角度を調整し、周辺地域への光害が発生しないように配慮すること。特に深夜に点灯する場合は、可能な限り照度を落とすなど配慮すること。	
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	交通事故防止等	開店時及び売り出し等により、交通流量の変化が生じ渋滞が予想される場合には、駐車場出入りに交通整理員を配置するなどして、円滑な交通の流れを確保するとともに、交通事故防止に万全を期すること。
5	工事に伴う工事車両の出入り口の際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合には、速やかに関係機関に	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

連絡し、原形に復旧すること。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70）

島根県告示第735号

平成21年島根県告示第689号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成21年10月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 北出雲店 島根県出雲市江田町47-4

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	荷捌き時などの騒音の軽減について、施設の整備や職員、関係者の意識徹底（アイドリング、空ぶかしの禁止など）を図ること。	周辺には、事業所（老人ホーム）などが存在するため。 また、特に夜間には光害発生の懸念があるため。
2	看板等の照明について、方向角度を調整し、周辺地域への光害が発生しないように配慮すること。特に深夜に点灯する場合は、可能な限り照度を落とすなど配慮すること。	
3	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	交通事故防止等	家具館の開店時及び売り出し等により、交通流量の変化が生じ渋滞が予想される場合には、駐車場出入口に交通整理員を配置するなどして、円滑な交通の流れを確保するとともに、交通事故防止に万全を期すること。
5	工事に伴う工事車両の出入口の際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合には、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70）

島根県告示第736号

平成21年度地籍調査事業の決定（平成21年島根県告示第335号）の一部を次のように改正し、平成21年10月23日から施行する。

平成21年10月23日

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	飯石（粟谷2） 須賀③ 須賀④ 上久野③ 上久野④ 神代① 刈畑① 刈畑②	交付決定の日から平成22年3月31日まで
-----	--	----------------------

表飯南町の項を次のように改める。

飯南町	頓原9 頓原12 八神2 頓原10 長谷5 志津見2 八神3 頓原11	交付決定の日から平成22年3月31日まで
-----	--	----------------------